

つむぎ山悠会会則

名 称

第1条 この会はつむぎ山悠会と称し、会長宅に事務所を置く。

目 的

第2条 このクラブはハイキング・登山・スキーを一般登山者のものとし、会員相互の交流・親睦をはかり、登山技術の向上に努め、登山を安全なスポーツ・文化活動としての発展に寄与することを目的とする。

活 動

第3条 この会は前条の目的を遂行するため、次の活動を行なう。

1. 会員の要求に根ざした山行を企画し、実行する。
2. 例会を行い、会活動の推進をはかると共に会員の交流をはかる。
3. 安全な山行を達成するため、登山活動に必要な知識・技術の取得・向上をはかる。
4. 遭難予防と救助活動。
5. 会報を発行すること。
6. その他目的達成の必要なこと。

会 員

第4条

1. このクラブの会則を認め、入会金及び会費、その他定められた費用等を納入し必要な手続きのうえ、役員会の承認を得て会員になれる。
2. 会員は会のすべての活動に参加できる。
3. 退会する場合には、役員会にその旨を通知し会員証を返却しなければならない。既に納入した会費は返納しない。未納の会費がある場合にはこれを精算しなければならない。
4. 会費を1年以上滞納した者は退会とみなす。
5. 休会を希望する会員は、役員会に届け出て承認を受ける。休会中の会費は不要、復会時の入会金も不要とする。

会 運 営

第5条

1. この会の最高議決機関は、「総会」で、毎年1回会長が召集する（定例総会という）。但し役員会が必要と認めるとき、及び会員の1/3以上の請求がある時は臨時総会を開催する。
2. この会を運営するために「役員会」をおく。役員会は必要に応じて会長が召集する。会長不在の時は副会長が代行する。役員会は会長、副会長、事務局長、会計、各部長によって構成する。
3. 総会及び役員会の定足数は過半数（委任状含む）とし、議決は全て出席者の多数決制によって運営する。
4. 会員の交流、会の運営を行なうため「例会」をおく。例会は原則として毎月第1木曜日に、全会員を対象に開催する。

役 員

第6条 この会に次の役員をおく。

- 1、 会長 1名
- 2、 副会長 1名
- 3、 事務局長 1名
- 4、 会計 1名
- 5、 専門部長（広報、山行、研修、自然保護） 各1名
- 6、 監査 1名

役員選出

第7条

- 1、 役員は総会で選出され、任期は次の総会までとし再選を妨げない。
- 2、 役員の補充は役員会で選出し次総会迄を任期とする。

会費及び諸費用

第8条

- 1、 この会の経費は入会金、会費、その他事業収入をもってあてる。

- 2、 会計年度は4月1日から3月末日までとする。
- 3、 会費は月額700円とし、4月に一括前納入する。なお、途中入会の場合には、入会時に入会金1,000円と年度の残月分の会費を一括納入する。

慶弔規定

第9条

- 1、 会員の、結婚10,000円、入院（30日以上）5,000円、死亡10,000円
- 2、 会員の配偶者の死亡10,000円
- 3、 その他役員会で協議した場合はそれによる。

付則

第10条

この会は、日本勤労者山岳連盟、栃木県勤労者山岳連盟に加盟する。

第11条

会員は労山遭対基金（個人）に2口以上加入する。

第12条

安全な山行を確保するために別途山行規定を設ける。

第13条

この会則の改廃は総会の議決により行う。

本規約は2014年4月1日より施行。

つむぎ山悠会山行規定

本規定は会員の登山活動を掌握し、山行中の事故発生を未然に防止することを目的とする。

1. 山行の種別
山行は会主催山行、会山行と個人山行からなる。
会主催山行とは、役員会で会主催と決定した山行。（新入会員歓迎会、足尾植樹祭、各種研修会、クリーンハイク等）
会山行とは、会報等で広く会員に周知し計画された山行。
それ以外の山行を個人山行と称する。
2. 山行計画の提出
山行計画書は山行を成功させるために、日程、コース、装備、役割分担などを明らかにし、メンバー全員の共通認識とし、共同して行動できるようにする手段です。万一の場合には捜索の手がかりとなり、早期救出につながります。
新基金の適用には計画書の提出が義務づけられています。
山行を行うリーダー又は会員は、所定の用紙に必要事項を記入し会長・副会長・山行部長・山行副部長に提出する。
届け出は、原則として出発日の3日前までにFAXまたはEメールで提出する。
但し、日帰り個人山行の場合は、前日までにFAXまたはEメールで提出も可とする。
3. 指導
会は、提出された山行計画が著しく危険を伴うと判断した場合には、計画の変更又は中止を求めることができる。
4. 報告
パーティのリーダーは下山後24時間以内に山行計画書提出先（会長・副会長・山行部長・山行副部長）に下山報告を行う。
5. 山行の申し込み
会主催山行及び会山行の申し込みは例会時に行う。例会以降はリーダーに直接申し込む。

6. 山行費用

1) リーダー手当

会山行のリーダー手当では1日あたり1,000円とし、参加人数に関わらず参加者で負担する。

2) 山行交通費

山行交通費は参加者にて分担負担する。

山行費用は、マイカー使用の場合は35円/km(5名以下乗車)または40円/km(6名以上乗車)及び高速料金・駐車場代等必要経費を合算する。

算定基準は以下の通り(円/km)

	5名以下乗車	6名以上乗車
ガソリン代	15円	15円
管理必要経費	10円	15円
運転謝礼	10円	10円
計	35円	40円

3) 会主催(役員会で決定した山行)の山行費用の一部は、予算内で会にて負担する。

4) 会主催の研修会講師には、謝礼金として1回あたり1,000円を支払う。

7. この山行規定の改廃は、役員会の議決により行う。

本規定は2014年4月10日より施行。